



燕市監委告示第 10 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき監査を実施したので、その結果について同
条第 9 項の規定により別紙のとおり公表する。

平成 29 年 11 月 30 日

燕市監査委員 大久保重孝
同 丸山吉朗

公の施設の指定管理者監査結果報告書

1 監査の実施概要

(1) 監査の目的

地方自治法（昭和 22 年法律 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき、公の施設の指定管理者について、公の施設の管理・運営が指定管理者制度の目的に沿って適切に行われているかについて監査を実施した。

(2) 監査の対象団体

平成 28 年度から燕市が地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせている次の施設の管理・運営を行った指定管理者について、監査を行った。

指定管理者名	施設名	所管部署
社会福祉法人 燕市社会福祉協議会	燕市老人集会センター	長寿福祉課

(3) 監査の期間

平成 29 年 10 月 4 日（水）～ 11 月 27 日（月）

ヒアリングの実施 日 時 11 月 9 日（木） 午後 1 時 30 分～2 時 10 分

場 所 燕市老人集会センター

(4) 監査の方法及び着眼点

監査の実施にあたっては、次の項目を主な着眼点とし、関係帳簿・関係書類等を調査するとともに、関係職員からの説明を聴取するなどの方法で実施した。

- ・施設は、関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- ・協定等に基づく義務の履行は、適切に行われているか。
- ・利用促進のための努力が行われているか。
- ・施設管理に係る収支会計経理は、適正に行われているか。
- ・施設管理に係る出納関係帳簿・記帳などは、適正に行われているか。
- ・施設管理に係る各種諸規程は、整備されているか。

(5) 監査執行の除斥

五十嵐昭五監査委員については、地方自治法第 199 条の 2 の規定に定められている利害関係人の監査執行の除斥の主旨から、社会福祉法人燕市社会福祉協議会の監査執行から除斥した。

2 監査対象「団体」の概要

(1) 「社会福祉法人 燕市社会福祉協議会」の状況

名称・代表者	社会福祉法人 燕市社会福祉協議会 会長 山岡 重雄	
所 在 地	燕市吉田日之出町1番1号	
設立年月日	平成18年3月1日	
構 成	《役員》12人 《職員》90人(正職員34人、嘱託職員4人、臨時職員24人、パートタイム職員28人)	計 102人

(2) 主な業務・事業内容

燕市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4. 上記のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
5. 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
6. 介護保険事業
7. 障害福祉サービス事業
8. 公益事業
9. 収益事業 等

(3) 監査の対象とした指定管理施設

施設の名称	燕市老人集会センター
指定管理期間	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
指定管理料 (平成28年度)	2,303,000円

3 監査対象「施設」の概要

(1) 施設の概要 燕市老人集会センター

- ・設置目的：老人の心身の健康の保持に資するため。
- ・所 在 地：燕市大曲4336番地
- ・開 設：平成3年11月20日
- ・施設の構造：鉄骨一部コンクリート造平屋建て

- ・延床面積: 710.14 m²
- ・施設内容: 大集会室 (307.30 m²)、会議室 (49.00 m²)、研修室 (46.20 m²)、調理実習室 (39.60 m²)、事務室 (48.03 m²)
- ・開館時間: 午前9時~午後9時
- ・休館日: 月曜日・祝休日・12月28日~翌年1月4日
- ・使用料: 無料

(2) 平成28年度の収支状況 (平成28年度資金収支計算書より抜粋)

(単位:円)

勘定科目		予算額	決算額	差異
事業活動による収支	収入	受託金収入	2,303,000	2,303,000
		老人集会センター指定管理受託金	2,303,000	2,303,000
		負担金収入	120,000	120,000
		燕市観光協会負担金	120,000	120,000
	事業活動収入計①		2,423,000	2,423,000
	支出	事業費支出	2,379,000	2,227,050
		水道光熱費	787,000	783,508
		消耗器具備品費	50,000	17,760
		賃借料	23,000	22,464
		修繕費	50,000	33,444
		業務委託費	1,149,000	1,109,914
		保守料	257,000	207,360
		手数料	13,000	12,600
		租税公課	50,000	40,000
		事務費支出	10,000	3,645
		手数料	10,000	3,645
	事業活動支出計②		2,389,000	2,230,695
	事業活動資金収支差額③=①-②		34,000	192,305
に施設による整備等収支	収入	施設整備等収入計④	0	0
	支出	固定資産取得支出	211,000	210,600
		器具及び備品取得	211,000	210,600
		施設整備等支出計⑤	211,000	210,600
	施設整備等資金収支差額⑥=④-⑤		△211,000	△210,600
その他の活動による収支	収入	その他の活動収入計⑦	0	0
	支出	その他の活動支出計⑧	0	0
	その他の活動資金収支差額⑨=⑦-⑧		0	0
予備費支出⑩		0	0	0
当期資金収支差額⑪=③+⑥+⑨-⑩		△177,000	△18,295	△158,705
前期末支払資金残高⑫			253,000	253,266
当期末支払資金残高⑬=⑪+⑫			76,000	234,971
				△158,971

(3) 平成 28 年度施設利用実績（平成 28 年度事業報告書より抜粋）

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
大集会室	472	1,178	1,075	1,310	965	1,184	1,137	1,030	718	823	936	907	11,735
調理実習室	94	52	82	67	97	67	67	22	11	12	37	37	645
会議室													0
研修室													0
合計	566	1,230	1,157	1,377	1,062	1,251	1,204	1,052	729	835	973	944	12,380

(4) 平成 28 年度の業務実績（平成 28 年度事業報告書より抜粋）

1) 維持管理業務実績

作業項目	実施日	内 容	
清掃	月・水・金	トイレ、大集会室、事務所の清掃	
	年2回	各部屋のワックス清掃	
保守・点検	随時	施設内点検	
	毎月2回	浄化槽維持管理	
	年2回	消防用設備保守点検	
	年2回	空調設備保守点検	
	年2回	自動ドア保守点検	
	適宜	電気設備点検	
保安・警備	毎日	施設警備保障業務	
小規模修繕	H28. 6. 24	大集会室窓ガラス修繕	(13,824 円)
	H28. 8. 9	男子トイレ修繕	(9,720 円)
	H28. 11. 20	消火器更新	(5,400 円)
	H29. 1. 11	ガス湯沸器修理	(4,500 円)
備品購入	H28. 6. 6	ポータブルワイヤレスアンプ	(210,600 円)

2) 運営業務実績

教室・イベント名	開催日時	参加者数 (年間)	内 容
ピンポン教室	毎週金曜日 9:30～12:00	1,115 人	ピンポンをすることにより、高齢者の健康と生きがいを高める（老人クラブ主催）

民謡教室	毎月 第2・4火曜日 13:30～15:00	259人	民謡を踊ることにより、高齢者の生きがいと健康を高める（老人クラブ主催）
子育てサロン	毎月1回 10:00～12:00	303人	未就学児の遊びの場の提供とその保護者の交流を図り、子どもの健全な育成を図る。

3)自主事業実績

項目	内容
燕市老人福祉センター祭（9/17～19）	敬老の日にあわせ、隣接する老人福祉センター祭を開催するため会場を提供した。高齢者の作品展示や芸能祭を開催するとともに、施設のPRも行った（542人来場）。

4 監査の結果・意見

（1）調書、聞き取り、実地による確認事項

- ① 築25年を超えたことから、施設の老朽化により、大規模修繕はもとより小規模修繕も増加傾向となっている。
- ② 駐車場が狭隘のため、多人数の行事開催は困難となっている。また、舗装されていない箇所もあり、降雨時等は不便を感じている。
- ③ 燕市社会福祉協議会が運営している燕市老人福祉センターが併設されているため、燕市社会福祉協議会では、当該施設と指定管理施設を一体で管理している。そのため、両施設の職員は兼務となっている。
- ④ 高齢者のための施設ということもあり、夜間の利用がほとんどない状態である。
- ⑤ 併設する老人福祉センターおよび就労支援センターをあわせた非常災害マニュアルを整備している。それらの施設と合同で火災訓練を年2回、水害訓練を年1回実施している。
- ⑥ 指定管理者が加入することとなっている賠償責任保険について、管理業務仕様書の内容と一部差異がみられた。

（2）意見

施設管理においては、利用者の安全性の確保が重要である。施設が老朽化していることから、今後とも、現場確認や日常点検等で施設の現状を常に把握し、事故防止のために必要な修繕等を行っていく必要がある。

また、災害時対応については、利用者が高齢者であることを踏まえた上で、具体的な対応手順と役割分担を定め、日常的に確認できるところに掲示するなどし、利用者の安全確保に努められたい。併設する老人福祉センターおよび就労支援センター、ならびに当該指定管理施設に事務所を置く燕市観光協会と合同で実施している火災訓練・水害訓練については、訓練結果の検証をおこなうためにも実施記録簿を作成されたい。

なお、指定管理者で加入する賠償責任保険について管理業務仕様書の内容と差異がみられたので、所管課と協議の上、適正な加入要件に改められたい。

(3) 所管課への意見

所管課は、施設設置者としての責任を果たし、かつ安全性を確保するため、定期的に施設に立ち入り現地確認を行うことが求められる。十分な実態把握により、真に必要な経費を見極め、適正な指定管理料を把握するよう努められたい。